

ひなたGAP参考資料

～農業に関わる法令ガイド～

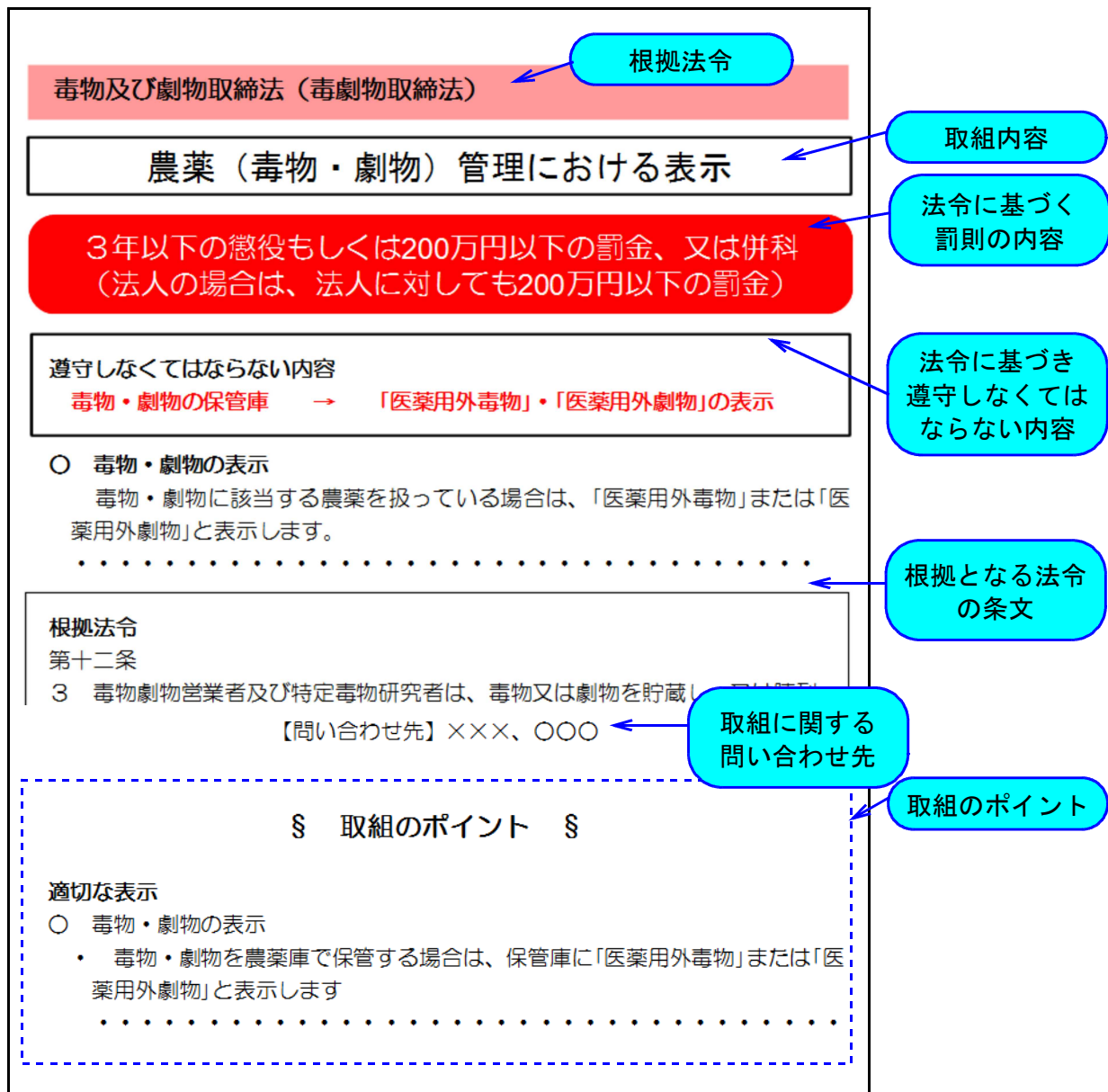


平成27年3月
宮崎県

＜本書の構成＞

本書では、見開きページの左に法令に基づく取組を、ページ右に法令を含め、それぞれの項目における「取組のポイント」として、具体的な取組内容等の掲載を基本の形式としています。

＜各ページの見方＞



※ 本書に記載している罰則については、直罰規定に基づくもののほか、行政命令違反により適用される罰則についても同様の記載としています。行政命令違反により適用されるものは、「遵守しなくてはならない内容」の欄に「★」を記載しています。

< 目 次 >

労災保険への加入	・・・	5
種苗（苗、種、穂木等）の適正な利用	・・・	7
農薬（毒物・劇物）の管理における表示	・・・	9
農薬（毒物・劇物）の盗難・紛失、事故の防止	・・・	11
農薬（毒物・劇物）の漏出の予防	・・・	13
農薬（毒物・劇物）の紛失・漏出時の対応	・・・	15
無登録農薬及び無登録農薬の疑いがある資材の使用禁止	・・・	17
農薬容器のラベルの確認と表示内容の遵守	・・・	19
コラム 農薬事故を防ぐために	・・・	21
燃料等の適切な管理	・・・	25
燃料等の適切な管理（指定数量未満の危険物の貯蔵・保管）	・・・	27
特定外来生物の適正使用	・・・	29
産業廃棄物の適切な処理	・・・	31
コラム 種苗・収穫物の移動に注意	・・・	33
指定米穀の取引情報の記録・保管	・・・	35
用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売	・・・	37
農産物販売時の適正な食品表示	・・・	39
有機農産物の適正な表示	・・・	41
コラム 特別栽培農産物	・・・	43
その他農産物の適正な表示①	・・・	45
その他農産物の適正な表示②	・・・	46

農業生産に関する取組

労災保険への加入

加入手続きをしていない期間中に労災事故が発生した場合
労災保険から給付を受けた金額の100%または40%を徴収

遵守しなくてはならない内容

農業では、次に該当する場合、労災保険への加入が義務となります。

- ◇ 個人経営で労働者を常時5人以上雇用する場合
- ◇ 個人経営で事業主が労災保険の特別加入をしている場合
- ◇ 法人経営で労働者を1人でも雇用する場合

○ 費用の徴収制度

労災保険に加入していない期間に労災事故が発生した場合、保険給付額の40%もしくは100%が徴収されます。

- ・ 加入手続きについて行政機関から指導等を受けたにも関わらず、労災保険の加入手続きを行わなかった場合
→ 保険給付額の100%を費用徴収
- ・ 加入手続きについて行政機関から指導等を受けていないものの、労災保険の適用事業となってから1年を経過して、なお手続きを行っていない場合
→ 保険給付額の40%を費用徴収

マメ
知識

健康保険は、労働災害とは関係の無い傷病に対して支給されるものです。労災保険の対象となる労働者が労働災害により負傷、罹病した場合は、健康保険を使って医療機関で治療を受けてはいけません。

根拠法令

第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

【問い合わせ先】 宮崎労働局、労働基準監督署

§ 取組のポイント §

(1) 労災保険の概要

労災保険とは、農作業中の事故や通勤時の事故等により、労働者が怪我や病気にかかった場合、障害が残ったり、死亡した場合について、労働者又はその遺族に対して保険給付を行う制度です。

原則1人でも労働者を使用する事業を行う場合は、労働者災害補償保険法により、労災保険の保険料を納付しなければならないこととなっています。

ただし農業の場合は、例外が設けられています。

(任意加入と強制加入の区分)

	常時雇用が5人以上	常時雇用が5人未満
法人の事業	強制加入	強制加入
個人の事業	強制加入	任意加入

※ 任意加入の場合でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合(次項の場合)は強制加入となります。

(2) 農業者の特別加入について

労災保険は、本来、労働者を対象とするものですが、加入義務のない農業者も一定の要件を満たせば「特別加入」という形で任意加入することができます。

	要 件
①特定農作業従事者	年間の農業生産物の総販売額が300万円以上または、経営耕地面積が2ha以上の規模で、農薬散布、農業機械作業等の特定の作業に従事する農業者
②指定農業機械作業従事者	特定の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う農業者 (特定の機械の例) 動力耕うん機、コンバイン、動力草刈機 他
③中小事業主等(農業)	常時300人以下の労働者を使用する事業主及び労働者以外で、農作業に従事する者(全員を包括加入) ※ 事業主の家族従事者などが該当

※ ①、②の場合は、特別加入団体として承認されている団体(JA、県中央会等)で加入手続きすること、③の場合は、労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること等の要件があります。

特別加入制度の詳細については、厚生労働省のホームページを御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>

種苗法

種苗（苗、種、穂木等）の適正な利用

10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又は併科
（法人の場合は、法人に対しても3億円以下の罰金）

（遵守しなくてはならない内容）

登録品種の種苗を用いて増殖した種子や穂木を他の農業者等に渡してはいけません

種苗法では、登録品種の育成者が一定の期間においてその品種を独占的に使用でき、育成者以外は原則として育成者の許諾がなければ登録品種等を利用することはできないと定められています。ただし、農業による栽培や収穫物を出荷すること、自家増殖した種苗を使用することについては例外とされています。

しかし、自家増殖した種子、苗、穂木等を他人に渡したり、海外に持ち出すことは禁止されています。

マメ
知識

特許化されている「技術・ノウハウ」等も、許可なく技術等を使用することはできませんので注意が必要です。

根拠法令

第十九条

育成者権は、品種登録により発生する。

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年（第四条第二項に規定する品種にあっては、三十年）とする。

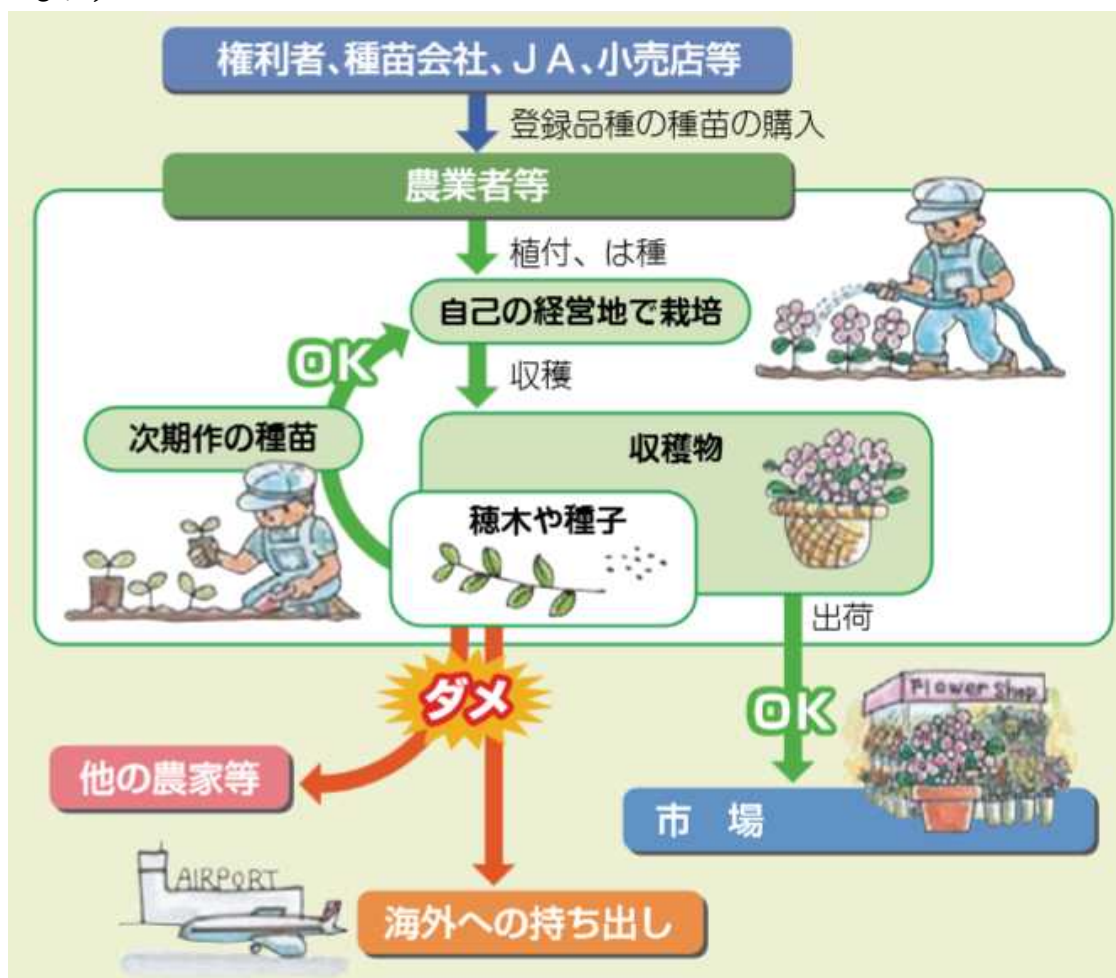
第二十一条

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

【問い合わせ先】 農林水産省九州農政局

§ 取組のポイント §

- 種苗は正規のルートから購入する
- 自園で採取した種子、穂木等を見学者や他の農業者に譲り渡さない（もらわない）



(出典：農林水産省)

こんな場合は、権利者から利用許諾を得る必要があります。

- 栄養繁殖植物のうち、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合（パパイヤ属、あじさい属など82種類）
- いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合
- 契約で自家増殖が禁止されている場合
- 自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合

農薬（毒物・劇物）の管理における表示

3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、又は併科
（法人の場合は、法人に対しても200万円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容

毒物・劇物の保管庫 → 「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示

○ 毒物・劇物の表示

毒物・劇物に該当する農薬を扱っている場合は、「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」と表示します。

「毒物」は、赤地に白文字で表示

医薬用外毒物

「劇物」は、白地に赤文字で表示

医薬用外劇物

根拠法令

第十二条

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。 ※ 農業者にも準用

【問い合わせ先】 県保健所(中央・日南・都城・小林・高鍋・日向・延岡・高千穂)

§ 取組のポイント §

適切な表示

○ 毒物・劇物の表示

- ・ 毒物・劇物を農薬庫等で保管する場合は、保管庫に「医薬用外毒物」または「医薬用外劇物」と表示します



(出典：農業ナビゲーション研究所)

<解説> 毒物と劇物

毒物

人や動物が飲んだり、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的機能に危害を与えるもので程度の激しいもの

※ 農薬の約0.2%が該当

劇物

人や動物が飲んだり、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的機能に危害を与えるもので、その程度が比較的軽微なもの

※ 農薬の約10%が該当

特定毒物

毒物のうち特に作用の激しいもので、その使用方法によっては人に対する危害の可能性が高いもの

農薬（毒物・劇物）の盗難・紛失、事故の予防

2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金
（法人の場合は、法人に対しても100万円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容



毒物・劇物の盗難、紛失、事故予防 → 保管庫の設置、適切な容器で管理

○ 農薬（毒物・劇物）の適正な管理

毒物・劇物の取扱いについて県や厚生労働省より命令があった場合は、これに従い、改善しなくてはなりません

（法律で定められている取組）

- ◎ 毒物・劇物指定の農薬の保管場所には、盗難や事故防止対策をとらなくてはなりません
- ◎ 毒物・劇物は誤飲、誤使用等を防ぐため、飲食物の容器（ペットボトル等）に移し替えてはなりません

根拠法令

第十一条

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

※ 農業者にも準用

【問い合わせ先】 県保健所(中央・日南・都城・小林・高鍋・日向・延岡・高千穂)

§ 取組のポイント §

(1) 農薬保管庫の管理

- 毒物・劇物を含む農薬保管庫は、施錠できるものを使用します
- 農薬を出し入れする時以外は、必ず施錠します
- 保管庫の鍵は、不特定の人が持ち出せる場所に保管しない



(出典：農業ナビゲーション研究所)

農薬保管庫は開けっ放しにしない！

(2) 農薬の保管容器

- 農薬は容器を移し替えて保管してはいけません
- ※ 特にペットボトル等の飲料用の容器は、誤飲などの危険があるため、絶対に移し替えてはいけません

農薬（毒物・劇物）の漏出の予防

2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金
（法人の場合は、法人に対しても100万円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容



漏出対策

→ トレーの活用、開封農薬のこぼれ防止

○ 農薬（毒物・劇物）の適正な管理

- ・ 毒物・劇物の取扱いについて県や厚生労働省より命令があった場合は、これに従い、改善しなくてはなりません

（法律で定められている取組）

- ・ 毒物・劇物が飛散、漏出、しみ出るといったことがないように保管、運搬しなくてはなりません

根拠法令

第十一条

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 ※ 農業者にも準用

【問い合わせ先】 県保健所(中央・日南・都城・小林・高鍋・日向・延岡・高千穂)

§ 取組のポイント §

(1) 剤型別に漏れ出ないように保管します

- 棚の上段に粉剤、下段に液剤を保管します
- 液体の農薬は、こぼれても漏れ出さない深さのあるトレー等で保管します



(提供：宮崎大学)

(2) 開封済み農薬はしっかり密栓

- 開封した袋状の農薬は、開け口を2重、3重に折り曲げクリップなどでとめて、中身が飛び散らないようにします



(3) 漏出時の備え

- 液体の農薬の漏出などに備え、薬液を吸着するための砂とほうきを農薬庫のそばに設置しておきます

農薬（毒物・劇物）の紛失・漏出時の対応

30万円以下の罰金
（法人の場合は、法人に対しても30万円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容

毒物、劇物の紛失・盗難発生時の届け出

毒物、劇物の漏出時の応急措置、通報

○ 農薬（毒物・劇物）の盗難・紛失時の対応

- ・ 毒物、劇物の紛失もしくは盗難を確認した時は、ただちに警察署に届け出なくてはなりません

○ 毒物・劇物の漏出時の対策

- ・ 毒物・劇物の漏出等により周辺住民等に健康被害が生じる可能性がある場合は、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出、応急措置を講じなくてはなりません

根拠法令

第十六条の二

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

※ 農業者にも準用

【問い合わせ先】 県保健所(中央・日南・都城・小林・高鍋・日向・延岡・高千穂)

§ 取組のポイント §

(1) 紛失・盗難対策

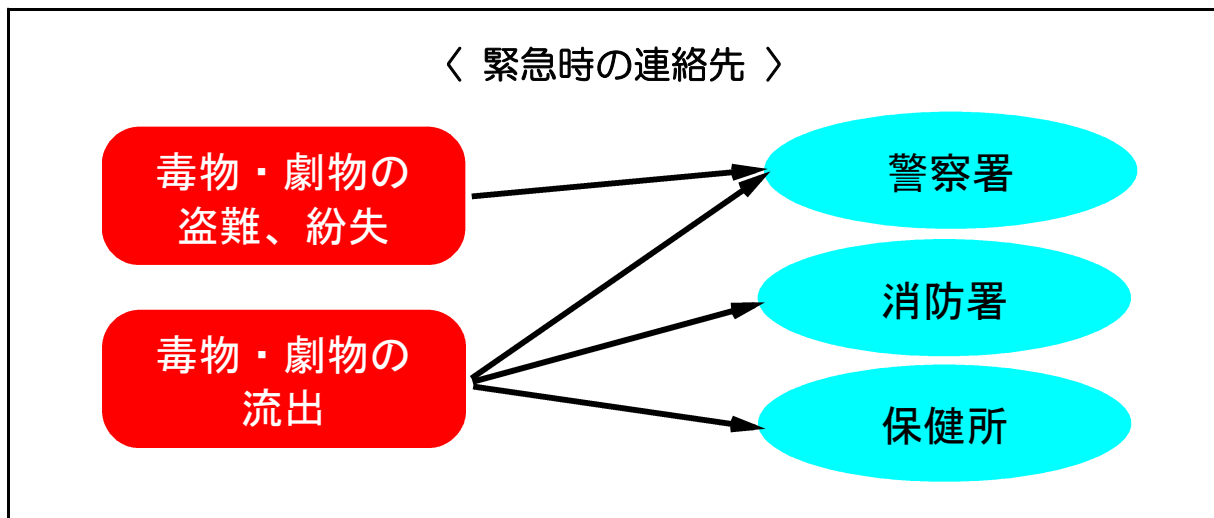
- 農薬の在庫管理
 - ・ 農薬は、台帳を作り、在庫数（入庫数、出庫数）を確認できるようにします
 - ・ 定期的に在庫数と台帳が合うか確認するようにします
- 購入する農薬は、必要最低限にします
 - ・ 農薬による事故のリスクを低減するため、必要な農薬だけを購入するようにします

管理する農薬を、必要最低限にすることで、棚卸しが容易になるほか、使用期限を超過した農薬の発生が減るため、農薬事故の発生リスクの低減に繋がります。

- 紛失時の対応
 - ・ 農薬の紛失や盗難が判明したら、警察署に届け出ます
 - ※ 毒物・劇物の場合は、ただちに届け出なくてはなりません

(2) 漏出・流出事故発生時の対応

- ・ 万が一漏えいした場合は、ただちに砂等に吸着させ、回収します
- ・ 毒物・劇物の流出などにより、周辺環境や住民等に危害を加えるおそれがある場合は、保健所、警察署又は消防機関に連絡します



無登録農薬及び無登録農薬の疑いがある資材の 使用禁止

3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、又は併科
(法人の場合は、法人に対しても100万円以下の罰金)

遵守しなくてはならない内容

「農林水産省登録番号」の記載がない農薬の使用禁止

○ 無登録農薬の使用禁止

- ・ 「農林水産省登録番号」の記載がないのに、病虫害や雑草の防除等の農薬と同等の効果をうたうものは無登録農薬であるため、絶対に使用してはいけません

※ 特定農薬については、登録の例外となります

特定農薬とは・・・

その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬
重曹、食酢、エチレン、

次亜塩素酸(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る)、
地場(同一都道府県)で生息する天敵(昆虫綱及びクモ綱に属する動物)

※ 平成27年1月現在

根拠法令

第十一条

何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。

ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬(第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。)

二 特定農薬

【問い合わせ先】 県農業連携推進課

§ 取組のポイント §

- (1) 「農林水産省登録番号」の有無の確認
農薬の包装に「農林水産省登録番号」の記載があることを必ず確認します。



- (2) 注意が必要な資材

- 無登録農薬の疑いがある資材（疑義資材）

農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果をうたっている、もしくは、農薬の成分が含まれている疑いがあるものは、「疑義資材」と呼ばれ、使用してはいけません

例えば・・・

- ・「病害虫に効く〇〇を原料としています」、「〇〇病によく効きます」、「害虫が寄りつかない」などと、農薬としての効力をうたっている肥料
- ・「害虫がよく死ぬ」と言われている資材

このような資材は使用しない！

→ 登録番号の有無を必ず確認

マメ
知識

法律上、譲渡行為は販売行為と同じく扱われるため、疑義資材を譲渡する場合も、販売と同様の法令違反となります。

- 非農耕地用除草剤

農林水産省への登録がない除草剤（農林水産省登録番号の記載がないもの）は、農地周辺や、いかなる作物にも使用してはいけません。

※ 空き地や駐車場等の非農耕地のみに使用可能

除草剤を購入する際にも「農林水産省登録番号」を確認！

このような表示のある除草剤には注意！

※ 非農耕地用除草剤の中には、農林水産省登録番号があるものもありますが、農耕地には使用できません

非農耕地用除草剤

本剤は、非農耕地用除草剤です。農薬ではないので農作物等の栽培・管理に使用すると罰せられます。

農薬容器のラベルの確認と表示内容の遵守

3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、又は併科
(法人の場合は、法人に対しても100万円以下の罰金)

遵守しなくてはならない内容

農薬は、ラベルに記載されている農薬使用基準を守って使用

- 農薬を使用する際は、農薬のラベルに記載されている農薬使用基準を守って使用しなくてはなりません

(守らなくてはならない内容)

- ・ 適用のある農作物にだけ農薬を使用すること
- ・ 単位面積当たりの使用量
- ・ 希釈倍数
- ・ 使用時期
- ・ 農薬を使用することができる使用回数（総回数）
- ・ 含有する有効成分の種類ごとの使用回数（総回数）
- ・ 使用方法（散布、混和など）

根拠法令

第十二条

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

【問い合わせ先】 県農業連携推進課

§ 取組のポイント §

○ 農薬を使用する際は、ラベル等で登録内容を確認して使用する

The diagram shows a pesticide label with the following text and callouts:

- ②毒物・劇物の表示**: 医薬用外劇物 (Pesticide label: Poisonous/Corrosive)
- ①農林水産省登録番号**: 農林水産省登録第〇〇〇〇〇号 (Registration number)
- ③農薬の用途、商品名**: 殺虫剤 (Insecticide), 〇〇〇〇〇〇〇乳剤 (Emulsion), ΔΔΔΔΔΔ乳剤 (Emulsion), 500ml入 (500ml container)
- ④種類名 (有効成分・剤型)**: ΔΔΔΔΔΔ乳剤 (Emulsion)
- ⑤成分、含有率**: 成分 : ABC.....10.0%, 乳化剤、有機溶剤など.....60.0%, 性状 : 淡褐色乳化油状液体 (Appearance: Pale brown emulsion liquid)
- ⑥最終有効年月**: 製造元 : ○×△株式会社, 最終有効年月(西暦下2けた) 18.11 (Manufacturer: O x A Co., Ltd., Expiry date: 18.11)

- ① 「農林水産省登録番号」がない農薬は購入しない、使用しない。
- ② 「毒物・劇物」の保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示する。
- ③ 「商品名」は、同じような名前でも「水和剤」「フロアブル」等の剤型で、適用作物等が異なることがあるため注意する。
- ④ 「種類名」は、有効成分の一般名に剤型名を付したものです。農薬の使用回数は、有効成分毎に決まっているため、「種類名」の確認が重要です。農薬によっては、2つ以上の有効成分を含むことがあるため注意が必要です。
- ⑤ 「成分」は、有効成分と展着剤等の成分（乳化剤、増量剤等）の含有率です。
- ⑥ 「最終有効年月」を過ぎた農薬は使用しないようにします。

【適用病害と使用方法】						
作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用方法	〇〇〇を含む農薬の総使用回数
きゅうり	うどんこ病	500倍	100~300 リットル /10a	7日前	散布	3回
	灰色かび病	1000倍				

【効果・薬害等の注意】
 ● 吸湿すると固化したり、効果が低下したり...

【安全使用上の注意】
 ● 散布の際は農薬用マスク、手袋を着用する。

※ 使用の際には、ラベルに記載されている使用基準を必ず遵守して使用します



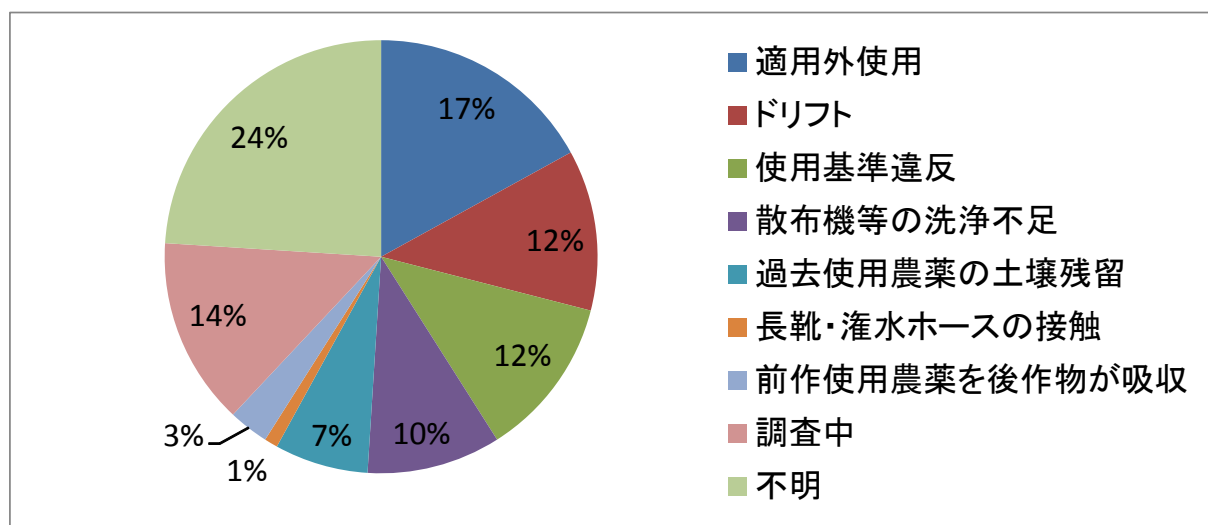
農薬によっては、有効期限内でも使用できなくなることもあるため、常に最新の情報を入手するようにします。

コラム 農薬事故を防ぐために

平成18年度にポジティブリスト制度が始まって、8年が経ちますが、依然として残留農薬基準値超過などの違反事例が発生しています。

農薬事故の発生は、食の安全を脅かすほか、風評により産地にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。農薬の使用については十分な注意と対策をとる習慣を身につけることが重要です。

農薬の残留農薬基準違反の原因（日本GAP協会調べ）



残留農薬基準違反の原因は、グラフのとおり次の4つの項目でその半数を占めています。

- 「適用外使用」 : 作物登録のない農薬を使用したもの
- 「ドリフト」 : 周辺ほ場などで使用した農薬の飛散等によるもの
- 「使用基準違反」 : 使用時期、使用回数などを誤った使用基準の違反
- 「散布機等の洗浄不足」 : 農薬散布機、タンク、ホースの洗浄不足等

農薬ラベルに記載のある使用方法に沿って農薬を使用したつもりでも、ちょっとした不注意から農薬事故を発生させるおそれがあります。

また、現在、新たな農薬の安全評価方法（短期暴露評価）の導入が検討されており、これにより一部の農薬においては使用方法が変更されることとなっており、注意が必要です。

ここでは、農薬事故を発生させないために注意しなくてはならないこと、その取組について解説します。

その1 周辺作物等へのドリフトに注意

農薬取締法によって、農薬は適用作物以外には使用してはいけないこととなっています。また、食品に農薬が残留している時、原因が故意か過失かが問題なのではなく、残留している量が問題となります。このため、農薬を散布する時には、隣接するほ場や作物へ薬液等が飛散しないよう対策を講じる必要があります。

農薬飛散防止対策の取組例

- 農薬を散布する時には、隣接するほ場の栽培者に連絡し、農薬散布に関する情報を共有します
- 一つのほ場の中で複数の品目を並べて栽培している場合は、栽培している品目全てに登録のある農薬や特定農薬を使用します
※ ただし、収穫前日数などはそれぞれの品目で異なるため十分に確認すること
- また、隣接ほ場との境界付近では、自分のほ場に向かって散布するほか、ドリフト低減ノズルの活用も検討します
- 農薬散布は、早朝など風の弱い（ない）時間帯を選んで散布します
- 隣接するほ場がある場合は、ほ場とほ場の間に緩衝地帯を設けるか、ソルゴー等の障壁作物を栽培し、飛散を防ぎます



飛散防止のためのソルゴー植栽

住宅地等における農薬使用時の注意

住宅地に近接した農地で農薬を使用する場合は、上記対策の他、次の取組を行いましょう。

- 事前に周辺住民に農薬使用について周知しまししょう
- 近隣に学校、通学路等がある場合には、子どもが農薬を浴びることのないよう通学時間は散布しない等の対策をとりましよう
- 化学農薬の使用回数を減らすため、発病枝の剪定など化学農薬以外の防除方法を導入するようにしまししょう

その2 農薬使用時の準備と片付け

① 正しい希釈のための計量

農薬のラベルをきちんと確認しても、使用する計量機器・方法が正しいものでないと正確な希釈はできません。

- “はかり” や “計量カップ” は平らな場所で使用します
- “はかり” は定期的に校正をします

② 農薬の使用残液、散布機器等の洗浄液の適正な処理

○ 必要量を調整する

- 基本的には、農薬の使用残が生じないように、ラベルに従い必要な薬液量を調整します
- ほ場全体に散布した後、薬液が残った場合は、散布ムラの調整に使用し、最後までほ場で使い切ります

○ 散布機等の洗浄

- 動力式散布機の大型タンク及びホースの洗浄は、タンクにきれいな水を入れ、ノズルはタンク内に戻し、循環させながら水が内側にかかるようにして流す
- 動力式散布機内に残る薬液には特に注意が必要です



ここ（空気室）に薬液が残ります
レバーを操作して加圧し、きれいな水を空気室内に通して洗浄します

- タンクに溜まった洗浄液は、農作物等に影響が無く、河川・用水路等に流入するおそれのない場所に撒く

【洗浄液の廃棄場所を固定】

洗浄液の廃棄場所には、むやみに人が近寄る事がないよう、農薬散布用機械の洗浄場所であることや、立ち入りを制限するための表示をします。



その3 農薬の新たな安全性評価方法が導入されます

農薬の人に対する安全性評価に新たに「短期暴露評価」が加えられたことに伴い、農薬容器のラベルに表示されている使用方法に従ってはいけない特別な事例が生じることとなります。

これまでの評価方法（長期暴露評価）

一生涯にわたって農薬を摂取しても健康に悪影響を生じないかを評価

これからの評価方法

「長期暴露評価」に加えて、もっとも残留しやすい条件で農薬を使用した農産物を、一度に多量に摂取した場合の影響を評価する「短期暴露評価」が導入

評価方法の変更に伴い、農薬によっては、「残留農薬の基準値」が変更され、「農薬の使用方法」の削除や変更がされることとなります。

このため、最悪の場合、農薬ラベルに従った使用をしたにも関わらず、残留農薬の基準値を超えてしまい、出荷停止になるといった事態が発生することとなります。

（農業者のみなさんが注意しなくてはならないこと）

- 基本的にはこれまでと同じように、農薬ラベルの記載に従った使用方法を守り、地域の防除指針や防除暦に沿って使用します
- ただし、次の有効成分を含む農薬は、残留農薬基準値が変更され、農薬の使用方法も変更されることとなっているため、注意が必要です

(H27.1現在)

有効成分	農薬商品の例
アセフェート	オムロン粒剤、ジエイエス粒剤、ジエネート粒剤、スミート水溶剤 他
カルボスルファン	ガゼット粒剤、アドバンテージ粒剤、アドバンテージS粒剤
ベンフラカルブ	オコルOK粒剤、ジャッジ箱粒剤、オダイエス粒剤 他
フェナリモル	ルビゲソ水和剤、スパック水和剤
フルバリネート	マブリック水和剤20、マブリックEW、マブリックゼット
NAC	ミコデホソ水和剤85、デホソ水和剤50
ジメトエート	ジメトイト乳剤、ジメトイト粒剤、バジホ乳剤

※ 記載の農薬商品は、有効成分を含む農薬の一部です

- ◇ これらの農薬は、農薬容器のラベルではなく、農薬メーカー、農薬購入店から配布されるチラシや、JA、農業改良普及センター等の指導に従って使用するようになしてください
- ◇ また、今後も追加されることがあるため、最新の情報に注意してください

燃料等の適切な管理

1年以上の懲役又は100万円以下の罰金
(法人の場合は、法人に対しても3,000万円以下の罰金)

遵守しなくてはならない内容

ガソリン、重油、軽油、灯油などの危険物は、消防法で定められた指定数量以上を同法で定める貯蔵所以外で保管してはいけません

ガソリン、重油等の燃料の他、農薬等でも危険物に該当するものがあります。

(第4類危険物に該当する資材の例)

D-D剤(土壤消毒剤)	→	第二石油類
マシン油乳剤	→	第二石油類もしくは第四石油類
乳剤	→	第二石油類

マメ
知識

殺菌剤として使用される「硫黄」は第2類危険物(可燃性固体)に該当し、指定数量が定められています。

硫黄の指定数量 : 100kg

根拠法令

第十条

指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。

以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2 別表第一に掲げる品名(第十一条の四第一項において単に「品名」という。)又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【問い合わせ先】 県内各消防署

§ 取組のポイント §

- 農業でよく使用されるガソリン、灯油、軽油、重油等の第4類危険物（引火性液体）の保管総量が指定数量未満であることを確認します。

【危険物の指定数量】

類別	品名	性質	主な物品	指定数量(ℓ)
第4類	特殊引火物	—	アセトアルデヒド	50
	第一石油類	非水溶性	ガソリン	200
		水溶性	アセトン	400
	アルコール類	—	エチルアルコール メチルアルコール	400
	第二石油類	非水溶性	灯油 軽油	1,000
		水溶性	酢酸(氷酢酸等を含む)	2,000
	第三石油類	非水溶性	重油	2,000
		水溶性	エチレングリコール	4,000
	第四石油類	—	モーター油	6,000
	動植物油類	—	なたね油	10,000

※ 指定数量が異なる危険物を同じ施設内で保管する場合は、保管する危険物の量をそれぞれの指定数量で割り、その合計が「1」以上となると、指定数量以上を扱っていることとなるため注意が必要です

〈総量計算の例〉

ガソリン120ℓ、軽油600ℓを保管する場合

(指定数量) ガソリン：200ℓ 軽油：1,000ℓ

$$\begin{array}{r}
 \text{(ガソリン)} \\
 \frac{\text{保管量 } 120\cancel{\text{ℓ}}}{\text{指定数量 } 200\cancel{\text{ℓ}}}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{(軽油)} \\
 \frac{\text{保管量 } 600\cancel{\text{ℓ}}}{\text{指定数量 } 1,000\cancel{\text{ℓ}}}
 \end{array}
 = 1.2$$

1以上となり、指定数量以上保管していることとなります。

マメ
知識

重油を屋外タンクで保管している場合、そのタンクが一つの施設と見なされるため、他の施設で保管している軽油、ガソリン等の指定数量の総量計算に、重油の数量は算入しません。

燃料等の適切な管理
（指定数量未満の危険物の貯蔵・保管）

30万円以下の罰金

遵守しなくてはならない内容

指定数量未満のガソリン、重油、軽油、灯油などの危険物を保管する場合は市町村条例に従い保管する必要があります

市町村条例に定められている内容の例

- 危険物保管場所付近では、みだりに火気を使用しない
- 整理及び清掃を行い、不必要な物を置かない
- 危険物が漏れたり、飛散しないようにする
- 貯蔵する容器は、危険物の種類に応じて適当なものを選び、破損、腐食、裂け目等がないものとする
- 危険物はみだりに転倒させる等、乱暴に扱わないこと
- 地震等により容易に容器が損傷ないよう措置を講じること

根拠法令

第九条の四

2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。）は、市町村条例で定める。

【問い合わせ先】 県内各消防署

§ 取組のポイント §

- 指定数量未満の危険物であっても、貯蔵には安全性を確保するための構造等が必要となります

(重油等の保管)

- 燃料油の保管場所には「火気厳禁」等の表示をします
- 危険物の保管場所付近は、火気厳禁とし、喫煙等は絶対にしないようにします
- 重油タンクには防油堤を設置します
- 重油タンク、配管設備などは腐食や破損がないか日頃から定期的に点検します



(提供：宮崎大学)

(ガソリンの保管)

- 保管に使用する容器は専用のものを使用するようにします
 - ガソリンは室温で気化するため、換気に気をつけます
- 万が一燃料の流出が発生した際の対応
 - 砂などでを堰づくり、河川や排水溝等への流出を防ぐとともに少量であれば布などに吸着させます
 - ※ 農作物への危害、河川の汚染等を防ぐため、絶対に水で洗い流してはいけません
 - 重油等の燃料の流出を確認したときは直ちに消防署・警察署、保健所、市町村役場に連絡します

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
(外来生物法)

特定外来生物の適正使用

1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又は併科
(法人の場合は、法人に対しても5,000万円以下の罰金)

遵守しなくてはならない内容

セイヨウオオマルハナバチを飼養するためには、次の取組が必要となります。

- 環境省の許可を取得すること
- 定められた基準や取り扱いの方法に従った飼養管理を実施すること

農業においては、受粉を目的とする場合に限り、セイヨウオオマルハナバチの飼養が許可されています。このため、この他の目的でセイヨウオオマルハナバチを飼養することはできません。

また、飼養においては、環境省が定める基準に従わなくてはなりません。

※ 基本的に、新規にセイヨウオオマルハナバチを飼養することはできません。



セイヨウオオマルハナバチ

根拠法令

第四条

特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

【問い合わせ先】九州地方環境事務所

§ 取組のポイント §

(1) セイヨウオオマルハナバチの飼養について

○ 飼養の許可

- 環境省の許可を受けなければなりません
- 平成18年9月1日以前にトマトの受粉などにセイヨウオオマルハナバチを使用している方は、許可を受けただうえで引き続き使用することができます

※ 飼養の許可は3年のため、期限前に更新が必要となります

平成18年9月1日以前にセイヨウオオマルハナバチを使用していなかった方については、飼養することはできません。

○ 許可証の掲示

- セイヨウオオマルハナバチを飼養している施設では、その入口等に許可証のコピーなどを掲示します

○ 飼養状況の記録と報告

- 巣箱を購入、処分した日付、巣箱の数、相手方等を記録し、年に一回報告します

○ 逸出を防ぐ措置

飼養する際は、次の措置が必要です。

- ハウスの開口部に隙間ができないようネットを展張する
- 外部との出入口の戸を二重以上とする
- 使用後は確実に殺処分する 等

※ 詳細はこちらから御確認ください

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/maruhana.html>

(2) 日本在来種への切り替え

日本在来種であるクロマルハナバチなどへの転換も検討しましょう。

※ 在来種を利用する場合であっても、その地域の生態系への影響に配慮して、セイヨウオオマルハナバチと同様の施設外への拡散を防止するための適切な管理等が求められます。



クロマルハナバチ

産業廃棄物の適切な処理

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又は併科
（法人の場合は、法人に対しても3億円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容

- 不法投棄、不法な埋設は行わない
- 野焼き（野外焼却）は行わない

○ 野焼き（野外焼却）は、原則行わない

野焼きは、法律により原則禁止されていますが、農業によって生じた廃棄物のうち、周辺住民への影響が小さく、環境への影響に配慮し、やむを得ないものとして行われる場合や、畦などの枯れ草を焼却する場合は例外的に野焼き（野外焼却）が認められています。

根拠法令

第十六条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第十六条の二

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【問い合わせ先】 県循環社会推進課

§ 取組のポイント §

○ 廃プラスチック適正処理対策推進協議会を活用する

営農活動によって生じた「廃プラ」は、県内各市町村の廃プラスチック適正処理対策推進協議会に引き取ってもらうか、産業廃棄物として、廃棄物処理業者等に回収を依頼します。

(営農活動によって生じる「廃プラ」の例)

使用済みの農業用ビニール、農業用ポリフィルム、タイヤ、肥料等のプラスチック容器、かん水チューブ、育苗トレイ 等

※ 分別・梱包方法、回収については、各市町村役場までお問い合わせください。

○ 野焼き(野外焼却)を行う際の注意

消防署への事前連絡が必要な場合がありますので注意が必要です。また、畦焼き等の場合は、消防機関と連携を取るなど、十分な防火対策を取るようになります。

なお、「廃プラ」や「紙くず」の野外焼却は認められていません。

○ 廃農薬、空容器の処理は処理業者等に依頼

農薬は必要な量を購入し、使い切ることが原則です。やむを得ず期限切れ農薬等が生じた場合や空容器は、購入先の業者を通じて処分を依頼する、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する等、適正に処分する必要があります。一般廃棄物として廃棄する、自分で焼却する等の行為は法律で禁止されています。

【×】 農業資材袋の放置



【×】 農薬の空き容器の放置



(写真出典：農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」)

コラム 種苗・収穫物の移動に注意

ほ場、地域に病害虫を持ち込まない！

種や苗、またはイモ類等の収穫物は、病害虫の絶好の隠れ家となります。このため、種苗などの受け渡しは、知らないうちに自分の農場の中に、これまでいなかった病害虫を持ち込んだり、地域に発生していなかった病害虫を蔓延させることとなるなどの危険性があるため、種苗等の移動には十分な注意が必要です。

植物防疫法により移動制限が定められています！

特に、国外や国内の離島などには、農作物に重大な被害を与える病害虫がいることが知られているため、植物防疫法により移動における検疫や移動制限等が定められています。

国外からの種苗等の持ち込みはもちろんですが、国内であっても移動規制対象地域からの種苗・収穫物等の植物の持ち出しは、罰せられることがあります。

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島などが移動規制の対象地域となっており、植物の持ち出しが禁止されています。

主な持ち出せない植物		まん延を警戒する病害虫	
 サツマイモ（紅イモなど） の生塊根	 ヨウサイ（ウンチェーパー） の生茎葉	 アリモドキソウムシ (大きさ約6mm)	 イモソウムシ (大きさ約4mm)
 サツマイモ（紅イモなど） の生茎葉	 ゲッキツ	 ミカンキジラミ (大きさ約3mm)	 カンキツグリーンング病菌 (病気の症状)
(出典：農林水産省植物防疫所)		 サツマイモノメイガ (大きさ12～15mm)	 アフリカマイマイ (成貝・大きさ4～12cm)

流通・販売に関する取組

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
(米トレーサビリティ法)

指定米穀の取引情報の記録・保管

50万円以下の罰金
(法人の場合は、法人に対しても50万円以下の罰金)

遵守しなくてはならない内容

- (1) 米と米加工品の取引時は次の項目を記録（もしくは記録したものを受領）
①品名 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤取引先名 ⑥搬出入した場所
⑦用途を限定する場合にはその用途 等
- (2) 保管義務
出荷に関する記録は3年間保管
- (3) 一般消費者への米・米加工品を直接販売する場合は、産地を伝達
※(3)は、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合

根拠法令

第3条

米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称（指定米穀等にあつては、その名称及び産地）、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

第8条

米穀事業者（他の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託をする米穀事業者を除く。）は、指定米穀等について一般消費者への販売又は提供をするときは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和三十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準に従って当該指定米穀等の産地を表示しなければならない場合を除き、主務省令で定めるところにより、その包装又は容器への表示その他の方法により、当該指定米穀等の産地を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

【問い合わせ先】 県農業連携推進課

§ 取組のポイント §

(1) 米穀の取引時の伝票等の保管

実際の取引で取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記にあげる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。（保管期間：3年間）

納品書（控）

〒0000-0000
宮崎県〇〇市△△△△
株式会社 〇〇〇〇 様
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

伝票No.〇〇〇〇〇

受注日〇〇年〇〇月〇〇日

納品日〇〇年〇〇月〇〇日

納品先

下記のとおり納品します。

No.	商品コード	商品名	数量	単価	金額
1	AXXXXX	宮崎県産ヒノヒカリ(10kg)	5	XXXX	XXXXX
2	BXXXXX	宮崎県産ヒノマツ	4	XXX	XXXX
3	CXXXXX	宮崎県産きゅうり	6	XXX	XXXX
4					
5					
備 考		計		XXXX	XXXXX
		消費税等		XX	XXX
		合計		XXXX	XXXXX

〇〇〇〇株式会社 〇〇本社
 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 担当者 XXXX
 宮崎県〇〇町〇〇〇〇 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

納品書に限らず、仕様書、規格書などでも可能

搬入・搬出した日(困難な場合は、受発注日でも可)

取引先住所と異なる場合に記載

取引先の名称又は氏名

取引において通常用いる単位

取引において通常用いる名称

「国産」「〇〇県産」等と記載

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品以外」についても、取引等の記録の作成・保管しましょう

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります

(2) 一般消費者に米・米加工品を販売する際の取組

米もしくは、米加工品（せんべい・団子等）を直売所などの小売店で販売する場合は、次のような方法で産地情報を消費者に伝達する必要があります。

① 商品へ直接記載する

国産米の場合は「国産」「国内産」等と記載します。（都道府県名や一般に知られた地名でも可）

名 称	米 菓
原材料名	うるち米(国産)、食塩、調味料(アミノ酸)
内 容 量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市1-1-1

② Webサイト・電話等を活用した伝達

商品への記載をしない場合は、商品パッケージにWebサイトや電話による問い合わせで産地情報を入手できること、アクセス方法を記載します。

例えば、「原料米の産地情報については当社HPを御覧ください」といったテキストとともに、URLを記載します。

用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管・販売

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（法人の場合は、法人に対しても1億円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容 ★

（1）用途限定米穀の取り扱い

- （保管時）
 - ・用途毎に明確に区分して保管する
 - ・その用途を明記した「票せん」を掲示する
- （販売時）
 - ・定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売をしない
 - ・包装等に用途を示す表示をする
 - ・販売先との契約において、他用途への転用の禁止を定める

（2）食用不適米穀の取り扱い

- （保管時）
 - ・他の米穀と明確に区分して保管する
 - ・食用不適であることを明記した「票せん」を掲示する
- （処分）
 - ・廃棄するか、関係法令の規制に留意しつつ、適切に処分する

○ 用途限定米穀

用途限定米穀とは加工用米、新規需要米、備蓄米、区分出荷米又は国並びに米穀安定供給確保支援機構が用途を限定して販売した米のこと

○ 食用不適米穀

食品衛生法の規定により、販売等をしてはいけないとされている米穀のこと

- （例）カビが付着した米穀、重金属の基準値を超えた米穀、
残留農薬基準値を超えた米穀

根拠法令

第7条の2

農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定める※ことができる。

※ 「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」

【問い合わせ先】 県農産園芸課

§ 取組のポイント §

(1) 用途限定米穀

農業者（出荷者）に主に関係する用途限定米穀

加工用米：清酒等の酒類、加工米飯、みそなどの調味料、上新粉などの粉類、米葉類等の原料用

新規需要米：飼料用、米粉用（パン、麺等の従来とは異なる用途）、輸出用、バイオエタノール用等

○ 保管方法

- 用途毎に別棟で保管するか、フレキシブルコンテナバッグ（フレコン）等の容器に入れて用途毎に分けて保管する
- 用途が分かるよう、「票せん」を掲示する

用途限定米穀



【票せんの例】

用途限定米穀（米粉用米）					
種類	年産	産地	銘柄	等級	包装量目
水稻うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3	カミ 30kg
年月日	摘要	受入	払出	在庫	
21.10.10	JA◇◇	50		50	
21.10.15	JA△▽	50		100	

（出典：農林水産省）

○ 販売時の注意

- 販売時は、包装等毎にその用途ごとに定められた用途を見やすい箇所に印刷、押印、シールの貼り付け等の方法で表示

加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼) と表示

(2) 食用不適米穀

○ 保管時の注意

- 「票せん」を掲示し、他の米穀と厳格に区分して保管します

○ 処分方法

- 廃棄するか、非食用（飼料用、バイオ燃料用等）として確実に使用すると確認できた事業者へ直接譲り渡す ※ 関係法令に注意すること

農産物販売時の適正な食品表示

2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
（法人の場合は、法人に対しても1億円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容

適切な原産地の表記（事実と異なる原産地を表記しない）

注意

原産地の表示以外にも、定められた表示事項の表示又は遵守事項の遵守すべき旨への指示（公表）・命令に従わない場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されます。

根拠法令

第十九条の十三

内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

【問い合わせ先】 県農業連携推進課

§ 取組のポイント §

直売所等で農産物を販売する場合は、定められた表示事項の表示やその農産物を収穫した産地について誤った表記をしないよう気をつけて表示します。

◇表示事項◇

(1) 生鮮食品（農産物）の場合

名称 : 内容を表す一般的な名称

原産地 : 都道府県名又は市町村名（一般に知られている地名でも可）

※ 加工食品の場合にも、表示事項が別途定められているため、農産物を加工して販売する場合には注意が必要です

(2) 玄米及び精米（容器に入れ、又は包装されたもの）

名称 : 玄米 → 「玄米」、うるち精米 → 「うるち精米」又は「精米」、
胚芽精米 → 「胚芽精米」、もち精米 → 「もち精米」

原料玄米 : ○産地、品種、生産年が同じ原料玄米を使用し、検査証明を受けた場合

「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び生産年名を併記
○産地、品種、生産年のいずれかが同一でない場合又は、産地、
品種、生産年のすべてにおいて証明を受けていない場合

「複数原料米」等と記載し、その産地及び使用割合を併記

内容量 : 内容重量を単位（グラム又はキログラム）を明記して記載

精米年月日 : 精米年月日（精米）もしくは調製年月日（玄米）

販売者 : 販売者名、住所、電話番号

① 全部検査米で同一の産地、品種、産年の場合の記載例

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 宮崎県 ヒノヒカリ 26年産		
内 容 量	5kg		
精米年月日	26. 12. 1		
販 売 者	〇〇〇〇株式会社 宮崎県〇〇〇〇〇〇 電話0985-〇〇-〇〇〇〇		

② ①以外の場合の記載例

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (宮崎県 ヒノヒカリ 26年度 10割) (未検査米 5割) (未検査米 5割)			
内 容 量	5kg			
精米年月日	26. 11. 1			
販 売 者	〇〇〇〇株式会社 宮崎県〇〇〇〇〇〇 電話0985-〇〇-〇〇〇〇			

有機農産物の適正な表示

50万円以下の罰金
（法人の場合は、法人に対しても50万円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容



有機JASマークが付いていない農産物には「有機」表示をしない

農産物に「有機」を表示するためには、有機JAS認証を受けていて、かつ有機JASマークの表示をしていることが必要となります。



有機JASマーク

注意

認定を受けずに有機JASマークを貼りつけた場合にも罰則があります。1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人の場合は1億円の罰金）

根拠法令

第十九条の十五

何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

【問い合わせ先】 県農業連携推進課

§ 取組のポイント §

「有機」の表示をする場合

認証機関からの有機JAS認証を受け、有機JASマークを貼付けた農産物に限り、「有機」を表示します。

＜有機JAS認証により表示できる有機農産物の名称＞

- 「有機農産物」
- 「有機栽培農産物」
- 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

※ 「〇〇」には農産物の一般的な名称を記載

＜有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例＞

有機、有機農法、完全有機農法、完全有機、準有機、有機率〇%、
有機産直、有機〇〇、有機移行栽培、雨よけ有機栽培、有機土栽培、
オーガニック、organic、有機の味 等

＜有機JAS規格について＞

有機JAS認証を受けるためには、次のポイントを守り、農産物を栽培する必要があります。

- 堆肥等による土作りを行い、播種・植付け前2年以上及び栽培期間中に（多年生作物の場合は収穫前3年以上）、原則として化学肥料及び農薬は使用しないこと※
 - ※ 有機JASでも使用できる農薬はあるため、確認して使用します
- 遺伝子組み換え種苗は使用しないこと

詳しくは、こちらを御覧ください

農林水産省ホームページ「有機食品の検査認証制度について」

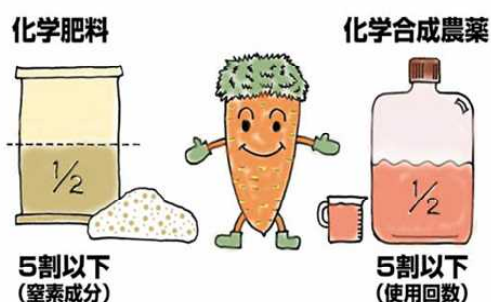
http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

コラム 特別栽培農産物

化学合成農薬、化学肥料の使用量を一定割合低減した農業によって生産された農産物は、「特別栽培農産物」として、販売することができます。

1 特別栽培農産物とは

農産物が生産された地域（県）の慣行レベル（各地域において慣行的に使用される節減対象農薬及び化学肥料の数量）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料由来の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物のこと。



化学肥料及び化学合成農薬（節減対象農薬）の双方を5割以上低減する必要があります。

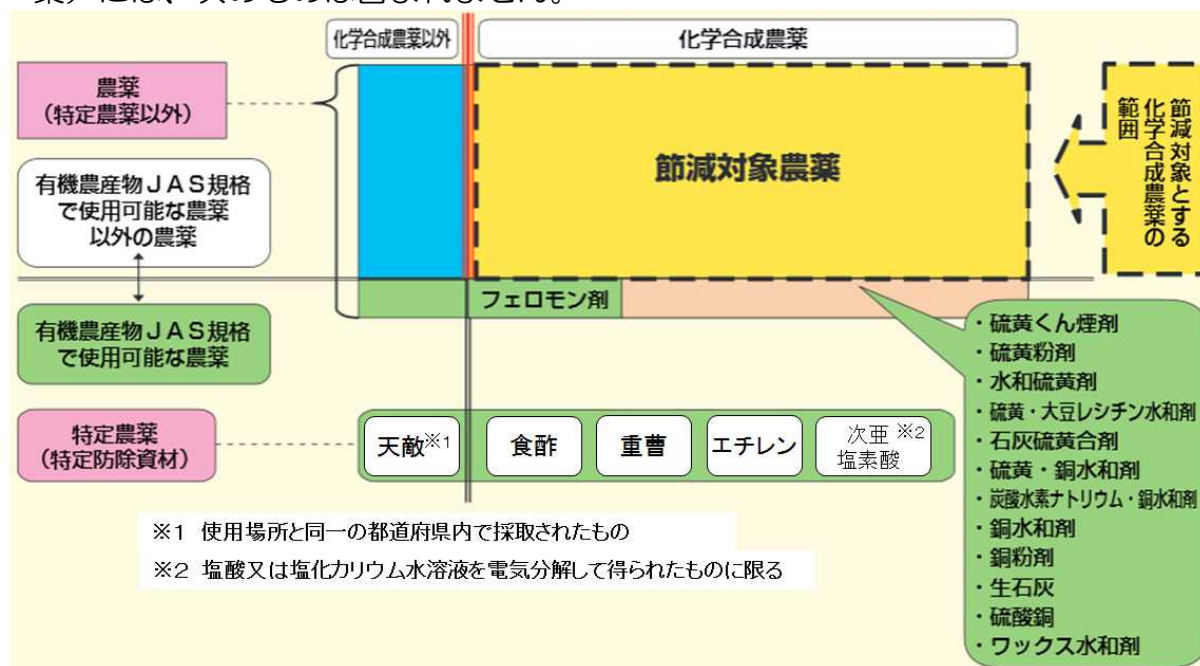
宮崎県における慣行レベルについては、こちらを御覧ください

宮崎県ホームページ「宮崎県農産物栽培慣行基準」

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/einoshien/shigoto/nogyo/index-04.html>

○ 農林水産省新ガイドラインにおける節減対象の化学合成農薬

農林水産省の新ガイドラインにおいて5割低減を求められる農薬（節減対象農薬）には、次のものは含まれません。



出典：農林水産省
化学合成農薬以外の農薬・有機農産物JAS規格で使用可能な農薬・特定農薬

2 特別栽培農産物として販売するための取組

特別栽培農産物として販売するためには、「栽培責任者」、「確認責任者」を定めて、以下のような取組を行う必要があります。

栽培責任者 ほ場の栽培管理又は管理の指導を行います

- ・ 特別栽培農産物の生産ほ場であること等を示す看板を設置
- ・ 栽培管理計画、栽培管理記録、出荷記録の作成

確認責任者 栽培責任者による栽培管理又は指導が適切かを確認・指導します

- ・ 栽培計画や栽培管理記録の確認
- ・ ほ場の状況や化学合成農薬、化学肥料の使用状況等、栽培状況の確認
- ・ 出荷状況の確認

※ 確認責任者は、栽培責任者とは別の者で、その地域の農業に精通して、技術的な指導ができる者が望ましいとされています

マメ
知識

特別栽培は、有機JAS認証とは違い、“認証機関”による認証を必要としないため、比較的取組やすい制度となっています。

3 特別栽培農産物の表示の方法

特別栽培農産物として販売する場合には、指定された内容を容器・包装等に表示しなくてはなりません。

(農林水産省新ガイドラインによる特別栽培農産物表示の例)

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：〇〇地域比7割減	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇町△△
連絡先	TEL□□-□□-□□
確認責任者	△△△△
住所	〇〇県〇〇町◇◇
連絡先	TEL□□-□□-▽▽

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
〇〇〇	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

注：使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

※ 節減対象農薬の使用状況の表示が困難な場合は、インターネット等での情報提供に替えることができます

注意

「無農薬」「無化学肥料」等の表示は、“一切残留農薬がない”等と誤認させる可能性があり、「減農薬」「減化学肥料」等の表示は、削減の比較基準、割合などが曖昧となるため、表示禁止とされています。

特別栽培農産物についての詳細は、こちらを御覧ください

農林水産省ホームページ「特別栽培農産物にかかる表示ガイドライン」

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html

その他農産物の適正な表示①

2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又は併科
（法人の場合は、法人に対しても3億円以下の罰金）

遵守しなくてはならない内容



農産物の品質等について誇大又は虚偽等の不当な表示をしない

根拠法令

第四条

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの。

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの。

§ 取組のポイント §

実際の品質等と異なる表示はもちろんです、合理的な根拠がない内容についても表示をしないようにします。

例えば次のような表示をしないようにします。

- ◇ 特別栽培農産物でないのに特別栽培農産物であると表示
- ◇ 糖度が8度しかないのに「糖度12度以上」と表示
- ◇ 実際は違うのに、国産有名ブランドの果物であるかのように表示
- ◇ 合理的な根拠はないのに「美肌効果あり」と表示

【問い合わせ先】 県生活・協働・男女参画課

その他農産物の適正な表示②

5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科
(法人の場合は、法人に対しても3億円以下の罰金)

遵守しなくてはならない内容

他企業、団体等により登録されている商標や類似する商標を商品等に表示しない

根拠法令

第二十五条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

§ 取組のポイント §

- 農産物に表示する名称等は、農産物の品種名等を基本とし、他団体・企業等が使用している名称または、似た名称を使用しないようにします。

＜県内農産物の登録商標の例＞

- ・ 太陽のタマゴ (権利者：宮崎県経済農業協同組合連合会)
- ・ 宮崎県産日向夏 (権利者：宮崎県経済農業協同組合連合会)
- ・ ヘベす (権利者：日向農業協同組合)

- 新たな名称を付けて販売する場合等は、事前に既に登録された商標でないことを確認します。

独立行政法人工業所有情報・研修館ホームページ

<http://www.ipdl.inpit.go.jp/Syouhyou/syouhyou.htm>

【問い合わせ先】(一社)宮崎県発明協会(知財総合支援窓口)

参考ホームページ

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤にかかるガイドライン

農林水産省「農業生産工程管理（GAP）に関する情報」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>

労働者災害補償保険法

厚生労働省「労働保険制度（制度紹介・手続き案内）」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

種苗法

農林水産省「品種登録ホームページ」

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/top.html>

毒物及び劇物取締法

厚生労働省「毒物劇物の安全対策」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

農薬取締法

農林水産省「農薬コーナー」

<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>

消防法

総務省「消防」

http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/shoubou.html

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

環境省「外来生物法」

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

農林水産省「米トレーサビリティ法の概要」

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

農林水産省「食糧法遵守事項の概要」

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/zyunsyu/index.html>

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

農林水産省「JAS法とは」

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_gaiyou.html

不当景品類及び不当表示防止法

消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法」

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m01>

参考文献

- 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン参考資料集
 - 茨城県GAP規範
 - 新潟県GAP規範
 - 栃木県GAP規範、栃木県GAP実践ガイド
 - 各省庁ホームページ、パンフレット等
-

執筆協力

厚生労働省 宮崎労働局 労働保険徴収室
宮崎県 総合政策部 生活・協働・男女参画課
// 総務部 消防保安課
// 福祉保健部 医療薬務課 薬務対策室
// 環境森林部 循環社会推進課
// 環境森林部 自然環境課
// 商工観光労働部 産業振興課
// 農政水産部 農産園芸課



宮崎県農業連携推進課
技術革新担当
TEL 0985-26-7126

無断引用・転載を禁じます